

亀さん通信

まだまだ残暑が続きますが、いかがお過ごしでしょうか！

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと身に付けていただく【亀さん通信】第 120 号発信！

過去になかったから、これからも大丈夫だろう…

先月 20 日、広島市で**豪雨による大規模な土砂災害**が発生しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

このところ毎年のように大規模な自然災害が発生していますが、自然災害はいつどこで発生するのか分かりませんし、発生してしまうと自然の猛威の前では人間は無力です。しかし、だからこそ**できる限りの備え**が重要になってきます。自宅近くに山や崖がない方には縁遠い話かもしれませんが、知っておいて損はありません。今回は**保険での土砂災害への備え**を確認してみましょう。

土砂災害で自宅が倒壊した場合、自宅の再建、もしくは家の賃借が必要となります。いずれの場合も多額の費用が必要となる事はお分かりでしょう。ましてやローンで住宅を購入していた場合は尚更です。もちろん政府の補償もありますが、最大 300 万程度と少額。そうすると、**経済的観点から見た一番の災害対策は火災保険**となってくるのです。では、どんな火災保険でも土砂災害は補償されるのでしょうか？

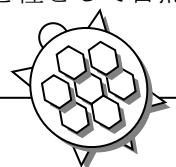
実は「**水災**」の補償がなければ土砂災害は補償されません。水災というのは水害とほぼ同じ意味であり、大雨や台風などによって高潮や洪水、床上浸水などによる被害です。古くからある火災保険のうち、保険料が安い**住宅火災保険などの商品**は水災の補償を付帯していません。

また、本来水災の補償がある商品でも注意が必要です。水災を補償に含めるか否かで保険料がずいぶん違うため、「まさか洪水はないだろう…」と**水災の補償はあえて外して契約**するケースも少なくありません。近くに川などがなく床上浸水の心配はないと思っても、自宅の後ろに山や崖があつて土砂災害の可能性のあるなら、一度確認しておくことをお勧めします。

ところで、私たちが土砂災害と考えているものは、次の通りに分類できます。【**土砂崩れ（山崩れ・崖崩れ）**】、【**土石流**】、【**地すべり**】です。これらのほとんどが台風や豪雨による水災であり、火災保険が水災をカバーするタイプであれば保険金支払の対象となります。しかし、地すべりの場合は地形的な事が原因となる場合も多く、地形的原因のみによる被災であれば火災保険では補償されません。ただし、地すべりの原因が豪雨等の水災であると判断されれば保険金が支払われますので、ケースバイケースとも言えるでしょう。

「**過去になかったから、これからも大丈夫だろう…**」。この考えは非常に危険です。危機管理の格言に「**Never say never**」という言葉があります。「絶対にないとは決して言うな」という意味ですが、まさに自然災害に対して絶対に安全な場所はありません。昨今の災害を見ていると、過去の経験や統計も当てにはできません。保険以外にも備えられることはありますが、**転ばぬ先の杖**で思いつく備えは何でもしておいた方がいいかもしれません。

今回は 15 年前の悲劇が再び繰り返されました…。宅地開発のありようも避難体制も改めて問われなければならないでしょう。古代から天変地異とのたたかいに明け暮れてきた災害列島である日本。その経験を糧として自然との兼ね合いを見だし、**住まい方にも工夫を凝らしてきた歴史**を忘れてはいけません。



人間はなんて無力なんだろう…

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘 (ミチロ) 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com